

(反対討論)

市議案第54号令和5年度一般会計補正予算第4号のうち、子育て世帯支援として、修学旅行・林間臨海学舎補助として計上されている予算案に反対し、それ以外には賛成の立場で討論します。物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、市立小中学校、義務教育学校における修学旅行および林間・臨海学舎に伴う保護者負担費を全額補助することですが、そもそも物価高騰の影響を受けている市民は子育て世帯に限ったわけではありません。しかも、「長引く物価高騰の中、子育て世帯にとって学校教育費用は経済的な負担感が増していると認識している」との答弁がありましたが、今回の事業で負担が軽減される子育て世帯は、修学旅行や林間臨海学舎に行く学年の児童生徒がいる世帯のみであり、もっと幅広い年齢の子どもを対象とした子育て世帯への支援策が考えられたのではないかと思います。さらに、修学旅行や林間臨海学舎は、学校ごとに行先や内容が異なり、当然、費用が異なります。全額補助する場合、学校間、世帯間で補助される額にかなりの差が生じます。例えば、修学旅行費では、最も高い中学校の場合、6万円、最も低い中学校で3万3千円と2倍近い差がありますし、小学校でも最高額の学校と最低額の学校で約9000円の差があります。林間臨海学舎費では、最高の中学校は約23000円で、最低は6000円と4倍近い差がありますし、小学校では、最高額の学校と最低額の学校で約6倍もの差、額にして約2万円の差があります。また、生活保護世帯や就学援助世帯に関しては、もともと全額公費で負担がされていますので、今回の事業では何の恩恵も受けません。さらに、私立の小学校や中学校に通う本市の児童や生徒の世帯は対象外となっており、同じ学年の児童や生徒がいる世帯間にも不公平感を生じさせることは間違いありません。また、もし、本年度から全額補助を開始すると、次年度以降、対象となる子どもたちや世帯との不公平感が生じるため、補助は続けていかざるを得なくなるかと思いますが、次年度以降も同様の給付金が国から支給され続けるとは限りません。「本事業は、臨時交付金の有無にかかわらず、可能な限り継続していきたいと考えております」との答弁がありましたが、修学旅行・林間臨海学舎の費用補助については財源の問題もあり、これまで一度も教育委員会として予算要求すらされてこなかったものが、次年度以降、国からの臨時交付金が無くなったとしても、一般財源を充当して、本事業を継続し続けられる保障はありません。次年度以降の一般財源での充当を含め事業継続の可能性が不透明な中で、次年度以降の対象者との不公平感を生じさせかねない予算措置は避けるべきではないでしょうか。ちなみに、次年度も継続する場合、次年度の修学旅行等の宿泊行事の費用については各学校で既に積立が開始されていますので、次年度においても学校間、世帯間で補助される額に少なからず差が生じるという課題が生じます。以上、述べたようにこの事業は、世代間、学校間、世帯間でかなりの不公平感を生じさせること、次年度以降の事業継続が不透明で事業継続が出来なかった場合は年度間での不公平感を生じさせることになり、事業が継続されても今年度と同様の学校間、世帯間での不公平感を生じさせる恐れがあることから、より幅広い世帯が、より公平性の高い形で支援を受けられるような臨時交付金の活用方法が望ましいとの考えから、本事業には反対し、その他の予算案には賛成であることをあらためて表明し、反対の討論とします。